

## 女性活躍推進法に基づく学校法人新静岡学園一般事業主行動計画

学校法人新静岡学園は、「静岡産業大学の『理念』と『ミッション』」(2000年制定)及び本学園「人事基本理念」(2009年制定)に掲げる性差別を排除した公正な教育環境、職場環境を醸成するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(「女性活躍推進法」)に基づき、全ての教職員がその能力を十分に発揮して社会に貢献できるよう、以下の行動計画を策定しました。

1. 計画期間 2021年4月1日から2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

管理職に占める女性の割合を2026年3月末までに25%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2021年4月～
  - ・人事評価規程の見直しと実施、勤務意向調書の活用による管理職候補となりうる女性教職員の選考。
  - ・昇任や幹部への登用に対するモチベーションを高め、管理職に必要な資質を涵養するための研修プログラムの導入。
- 2024年4月～
  - ・上位の管理職への登用推進と後に続く女性教職員の意識改革の効果の検証。
  - ・より高度なマネジメント能力習得のための教育プログラムの導入。

目標2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男女の平均勤続年数の差異(2年未満)の維持・向上に努める。

<実施時期・取組内容>

- 2021年4月～
  - ・少子高齢化社会において、男女ともに長期に亘り働きやすい職場環境を維持するため、本学園の「就業規則」や「育児休業等に関する規程」、「介護休業等に関する規程」等の積極的な周知や丁寧な情報提供を行い、諸制度を利用しやすい組織風土を醸成。
  - ・ストレスチェック実施結果や勤務意向調書を活用した教職員の健康管理とモチベーションの創出。

女性の活躍推進に関する情報公表

(2024年5月現在)

- 男女別構成比(労働者に占める女性労働者の割合)

(単位:人)

性別	人数	比率	うち本務	比率
男性	243	67%	149	71%
女性	120	33%	62	29%
計	363		211	

- 本務教職員の採用状況(採用した労働者に占める女性の割合)

(単位:人)

【参考】

(単位:人)

性別	人数	比率
男性	9	53%
女性	8	47%
計	17	

性別	過去3ヵ年	比率
男性	35	67%
女性	17	33%
計	52	

- 管理職の状況(課長級以上にある者に占める女性割合)

(単位:人)

性別	計	比率	教員	比率	職員	比率
男性	48	81%	25	83%	23	79%
女性	11	19%	5	17%	6	21%
計	59		30		29	

- 勤続年数(男女の平均継続勤務年数の差異)

(単位:年)

性別	本務	本務以外
男性	15.3	9.6
女性	12.1	7.8
計	14.4	8.9

【参考】

過去5ヵ年の女性の退職者(本務) 26名  
 うち出産を理由とする退職者 ー  
 cf. 同期間の育児休業取得者(本務) 6名

- 時間外勤務の状況(一月あたりの労働者の平均残業時間)

(単位:人、時間/月)

性別	人数	時間
男性	15	4.1
女性	15	4.9
計	30	4.5

- 男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

区分	男女の賃金の差異
全労働者	68.9%
正社員	80.5%
パート・有期社員	59.9%

対象期間: 2023事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

賃金: 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

パート・有期社員: 派遣職員、学生アルバイトを除く